

1 納付命令を受ける者

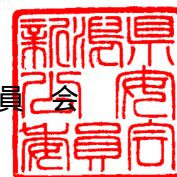
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 7月29日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]

1 納付命令を受ける者

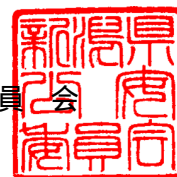
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 7月30日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]

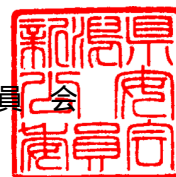
1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 7月31日



新潟県公安委員会

1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260626-271368
46-103-260629-271326
46-103-260629-271327
46-110-260605-268463
46-110-260629-268473
46-119-260629-014003
46-119-260629-014004
46-119-260629-016001
46-119-260629-016002
46-119-260629-016003
46-119-260629-266625
46-136-260618-010001
46-136-260629-010002
46-137-260629-268917
46-137-260629-268918
46-138-260628-273225
46-138-260628-273245
46-138-260629-006006
46-138-260629-007001
46-138-260629-273232

[illegible]

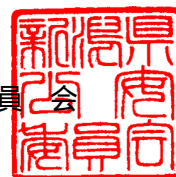
1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月 3日



新潟県公安委員会

1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260630-251540
46-119-260630-014004
46-136-260630-011001
46-136-260630-011002
46-136-260630-011005
46-136-260630-011007
46-136-260630-011009
46-136-260630-011010
46-138-260630-007009
46-138-260630-007012
46-138-260630-007013
46-138-260630-271818
46-138-260630-272646
46-138-260630-272648
46-138-260630-272649
46-138-260630-272696

[illegible]

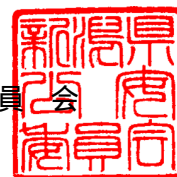
1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月 4日



新潟県公安委員会

1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-119-260701-014001
46-119-260702-014004
46-119-260702-014009
46-119-260702-016001
46-119-260703-257719
46-119-260703-257720
46-125-260701-270415
46-125-260701-270416
46-136-260701-011005
46-136-260701-011008
46-136-260702-011001
46-136-260702-011005
46-136-260703-011002
46-137-260702-268933
46-138-260624-007003
46-138-260701-006001
46-138-260701-006002
46-138-260701-007012
46-138-260701-271494
46-138-260701-273235

[illegible]

1 納付命令を受ける者

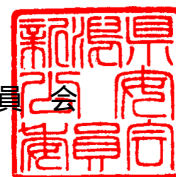
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月 5日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]

1 納付命令を受ける者

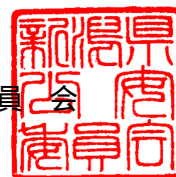
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月 6日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

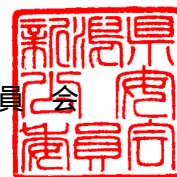
[illegible][illegible]

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 8月 7日



新 瀾 県 公 安 委 員 会

(教 示)

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号	弁明通知書番号
46-103-260528-264648	
46-103-260702-261948	
46-103-260704-271384	
46-103-260705-271370	
46-103-260705-271391	
46-107-260627-272069	
46-107-260703-272438	
46-107-260705-268567	
46-119-260415-014005	
46-119-260706-261647	
46-136-260706-011001	
46-136-260706-011002	
46-136-260706-011008	
46-138-260701-273247	
46-138-260706-006002	
46-138-260706-006003	
46-138-260706-007002	
46-138-260706-007006	
46-138-260706-271967	
46-138-260706-273332	